

報道関係者各位

令和7年10月14日

舞鶴市消防本部が初めて患者等搬送事業者を認定します

市民の搬送手段の選択拡大と、救急車の適正利用推進へ

舞鶴市消防本部では、舞鶴市内の民間事業者を、緊急性のない患者等の搬送を行う「患者等搬送事業者」として初めて認定します。本制度により、市民の皆様が安心して利用できる搬送手段を確保し、救急車の適正利用を推進します。

1 目的

高齢化などの背景に増加する、緊急性のない入退院や通院時の搬送ニーズに対応するため一定基準を満たした民間事業者を患者等搬送事業者に認定するものです。これにより市民の搬送手段の選択肢を確保するとともに、真に緊急を要する傷病者への迅速な救急対応が期待されます。

2 認定事業者

舞鶴市消防本部として、患者等搬送事業者の認定第一号となります。

- ・事業者名：あのんケアタクシー
- ・所在地：舞鶴市行永桜通り51番地
- ・連絡先：080-6543-2025

3 認定証交付日時・場所

下記のとおり認定証の交付式を行います。

- ・令和7年10月17日（金）14時00分
- ・舞鶴市東消防署3階 災害対策会議室



【患者等搬送事業とは...】

救急車を呼ぶほどではない緊急性のない方（寝たきりの方、身体障害者、傷病者を対象に医療機関への入退院、通院及び転院並びに福祉施設への送迎等）を、ベッドや車椅子を固定できる専用車両を用いて搬送する事業です。

使用する車両は、搬送するために必要な設備及び構造を有する自動車ですが、サイレンや赤色灯などはついていませんので緊急走行での搬送は行いません。

また搬送する車両には、応急手当等に関する講習を受け、適任証の交付を受けた乗務員が乗車し、応急手当に必要な資機材も積載されています。



SDGs未来都市

【お問い合わせ先】

舞鶴市消防本部救急救助課（担当：西嶋・酒井）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

TEL:0773-66-0119、FAX：0773-64-5520

<https://www.maizuru119.com/>